

保険

国民年金だより
保険料免除申請

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。免除や猶予を受けず納め忘れた状態で、万一、不慮の事故（障害や死亡等）が発生した際、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。今年度の免除等の受付は7月1日から開始しており、今年7月から翌年6月までの期間を対象に審査します。申請は原則として毎年度必要です。

お問い合わせ

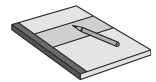
住民福祉課 福祉係
☎（62）1111 内線132

税金

国税だより
財産を相続した時

亡くなられた方の財産を相続や遺贈（遺言によって財産を譲ること）によって取得した場合、相続税がかかる場合があります。また、正味の遺産額が基礎控除額を超える場合、相続税の申告をする必要があります。

相続時精算 課税適用の 贈与財産	遺産総額			
遺産額	非課税 財産	葬式 費用	責務	
遺産額	+ 相続開始前3年 以内の贈与財産			
正味の遺産額				



お問い合わせ先

阿蘇税務署

☎ 0967 (22) 0551



申告及び納期限は、被相続人の死亡したことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内です。詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。最寄りの税務署へお尋ねください。

★税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される方は、あらかじめ税務署へ面接日時の電話予約をお願いします。

高森町を元気に！「高森町ふるさと応援寄附金」

平成20年から「ふるさと納税制度」が始まったことをきっかけに、本町では「町を愛し、応援したい」という納税者の思いを形として結びつけた「高森町ふるさと応援寄附金」を募集しています。

現在、住んでいる自治体

ふるさとの自治体（高森町）

一部

個人住民税
所得税

- 一定の限度額で寄附すると、実質的に負担する金額は2千円に！（控除額には上限あり）
- 寄附金控除は毎年受けられる！

まちづくりの推進に活用します！

- ① 魅力溢れる地域の「宝物」を活かしたまちづくり事業
- ② 地場産業を活用したブランド力の向上並びに広報事業
- ③ 町ならではの元気な人づくり事業
- ④ その他、より良いまちづくりに必要な事業

生活

水質検査の実施 安全な水道水を

高森町では、町民の方々に毎日安全でおいしい水をお届けするため、毎月水質検査を実施しています。

水質検査は、微生物や化学物質の検査など多種多様にわたり行うもので、高性能な分析機器や高度な分析に対応できる専門技術者が必要です。

町では、法律の規定により厚生労働大臣から認可を受けた専門機関に水質検査の委託を行っています。部落水道等の利用者（組合）で、水質検査（自己負担）を希望される場合は、ご連絡ください。

お問い合わせ

建設課 水道係
☎（62） 1111 内線143

子育て

子育て支援センター お知らせ



6月24日（火）、0歳から2歳までのお子さんを連れてママたちが集まりました。今回の活動では、みんなであらべ歌を歌いながら、手遊びやお手玉遊び、布遊びなどをして楽しみました。今後毎月1回ほど実施していく予定です。是非ご参加ください。

気象警報・台風時

◆開館前に警報が発令

午前中に警報が解除された場合でも、危険性を考慮して閉館します。

◆開館中に警報が発令

天候の状況を確認し、安全なタイミングを見計らって、速やかに解散します。

利用者さんの安全を第一に考慮して、対応して参りたいと思いますので、ご理解ご協力をお願いします。

また、当センターは避難所としての指定を受けていないので、もしも自宅での待機が不安な場合には、速やかに各地区に設けてある指定の避難所へ避難してください。

◆お問い合わせ

子育て支援センター
☎（62） 3311

＜家族や地域の大切さ＞ 作品を募集します！

写真

- (1) 子育て家族の力
(子育て家族や子どもと深める家族のきずな)
- (2) 子育てを応援する地域の力
(地域ぐるみで子育て支援)

手紙・メール

- (1) 小学生の部
 - (2) 中・高校生の部
 - (3) 一般の部
- ・ 子育てを家族みんなで支え合うことの大切さ、感謝などの思いを伝える内容
・ 子育てを社会も応援していくことの大切さを訴える内容のもの

テーマ、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞5点以内を内閣府特命担当大臣（少子化対策）表彰（副賞有り）

※ 応募方法や詳細については、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府 > 内閣府の政策 > 子ども・子育て支援 > 「家族の日」「家族の週間」

9/8 〆切